

参考 1

国住建環第 21 号

国住指第 1962 号

令和 2 年 9 月 4 日

各都道府県住宅・建築主務部局長殿

各指定都市住宅・建築主務部局長殿

国土交通省住宅局住宅生産課長

(公印省略)

国土交通省住宅局建築指導課長

(公印省略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する

法律の施行の準備について (技術的助言)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年法律第 4 号。以下「改正法」という。) が令和元年 5 月 17 日に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (令和 2 年政令第 265 号)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部を改正する政令 (令和 2 年政令第 266 号、以下「改正政令」という。)、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令 (令和 2 年経済産業省令・国土交通省令第 2 号)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令 (令和 2 年国土交通省令第 75 号、以下「整備省令」という。) がそれぞれ令和 2 年 9 月 4 日に公布され、いずれも令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

ついては、改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令 (平成 28 年政令第 8 号、以下「令」という。)、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 (平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「施行規則」という。) の運用及び円滑な施行のための所要の準備について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条号の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用及び準備に遺漏なきようお願いする。

都道府県住宅・建築主務部局長におかれては、貴管内の所管行政庁及び特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対してもこの旨周知方をお願いする。

なお、各登録建築物エネルギー消費性能判定機関の長、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関の長並びに各建築士関係団体等に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

第1 適合義務制度の対象拡大等について

4. 適合性判定等に係る手数料条例の改正等について

適合性判定に当たっては、地方自治法第227条及び第228条の規定に基づき、条例で定めることにより手数料を徴収することができることとされている。改正法第2条の規定により基準適合義務の対象が拡大されることを踏まえ、改正法の施行の日から新たに適合性判定を行うこととなる限定特定行政庁を含め、床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の特定建築物の適合性判定に係る手数料を徴収しようとする所管行政庁におかれては、手数料条例の改正等を行うとともに、その内容の周知に努められたい。

また、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の準備について（技術的助言）」（平成28年11月30日付け国住建環第197号・国住指第2878号）において通知している通り、特定建築物の建築主は、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、法第12条第2項及び施行規則第3条に規定する軽微な変更として、建築物のエネルギー消費性能に係る計算により建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合することが明らかな変更（建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。）を行う場合であって、建築基準法第7条第1項若しくは第7条の2第1項の規定による検査の申請又は同法第18条第16項の規定による通知をしようとする場合は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第5号（同規則第4条の4の2及び第8条の2第13項において準用する場合を含む。）に規定する書類（軽微な変更説明書）の一部として、施行規則第11条の軽微な変更該当していることを証する書面（以下「軽微な変更に関する証明書」という。）を添えることで、非住宅部分に係る変更が施行規則第3条に規定する軽微な変更該当する旨を証明する必要がある。

軽微な変更に関する証明書の交付にあたっては、地方自治法第227条及び第228条の規定に基づき、条例で定めることにより手数料を徴収することができることとされている。改正法第2条の規定により基準適合義務の対象が拡大されることを踏まえ、改正法の施行の日から新たに適合性判定を行うこととなる限定特定行政庁を含め、手数料を徴収しようとする所管行政庁におかれては、手数料条例の改正等を行うとともに、その内容の周知に努められたい。

事務連絡
令和2年9月4日

各都道府県住宅・建築主管課 御中
各指定都市住宅・建築主務課 御中

国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室

建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の設定

1. 手数料設定の考え方

- 建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）の審査については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条及び第228条の規定に基づき、条例に定めることにより手数料を徴収することができる。手数料を徴収しようとする所管行政庁においては、所要の手数料を徴収するために、手数料条例の改正等を行うとともに、その内容の周知に努められたい。
- 標準入力法に基づく省エネ適判、性能向上計画認定、基準適合認定及び低炭素認定の審査業務等（省エネ性能の評価に係るものに限る。）に係る所要時間はいずれも同等として差し支えない。
- モデル建物法に基づく省エネ適判、性能向上計画認定、基準適合認定及び低炭素認定の審査業務等（省エネ性能の評価に係るものに限る。）に係る所要時間はいずれも同等として差し支えない。なお、モデル建物法に基づく審査業務等に係る所要時間は、標準入力法に基づく審査業務等の所要時間に対して、審査相談等の事務に係る所要時間について0.7を乗じるとともに、エネルギー消費性能の評価に係る所要時間について1/3を乗じることにより算出することとして差し支えない。
- また、建築物総合エネルギーシミュレーションツール「BEST」に基づく各審査業務等に係る所要時間はそれぞれ標準入力法に基づく審査業務等の所要時間と同等として差し支えない。なお、所管行政庁及び審査機関において異なる審査所要時間を設定することも可能である。
- 省エネ適判の審査所要時間については表1を、性能向上計画認定及び低炭素認定の審査所要時間については表2を、基準適合認定の審査所要時間については表3を参考に柔軟に対応されたい。

※過去の会議資料で示していた延べ面積「300～2,000未満」の区分について、次の①②を踏まえ、「300～1,000未満」および「1,000～2,000未満」の2区分に分割して設定している。

- ① 延べ面積300～2,000㎡の建築物のうち、延べ面積1,000㎡未満のもの着工割合が著しく大きいこと。
- ② 改正後の建築物省エネ法第46条において、建築物エネルギー消費性能判定機関の適合性判定員の人数について、特定建築物の規模が1,000㎡以上か否かに応じて異なる基準を設定していること。

- 建築基準法上の用途が「工場、倉庫等」※である場合は、評価対象が照明設備のみであることに加え、特に、工場、冷蔵冷凍倉庫、定温倉庫、データセンタ等については（照明設備についても）計算の対象とならない部分が大半であることから、エネルギー消費性能の評価に係る所要時間をゼロとし手数料を算出するなど、手数料の減額について配慮されたい。

※建築基準法上の用途が、以下のもの。

- 工場 ○危険物の貯蔵又は処理に供するもの ○水産物の増殖場若しくは養殖場 ○倉庫 ○卸売市場
- 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

2. 住宅性能評価書等を活用する場合の認定に係る手数料

- 性能向上計画認定、基準適合認定及び低炭素認定に先立って、技術的審査を行う技術・知識を有する機関からの技術的審査等を受けたものとして、住宅性能評価書、BELS 評価書及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査適合証等を活用する場合においては、認定手数料の減額について配慮されたい。

3. 軽微変更該当証明書交付に係る手数料

- 省エネ適判に係る「軽微変更該当証明書」交付の審査業務に係る手数料については、計画変更に係る省エネ適判の審査業務の手数料に準じたものとすることが考えられる。
- 低炭素認定及び性能向上計画認定に係る「軽微変更該当証明書」交付の審査業務に係る手数料については、軽微な変更_に該当する変更が限定的であることから、手数料の徴収を行うことは想定していない。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）（抜粋）

新	旧
<p>(特定建築物の建築主の基準適合義務)</p> <p>第十一条 建築主は、特定建築行為（特定建築物（居住のために継続的に使用する室その他の政令で定める建築物の部分（以下「住宅部分」という。）以外の建築物の部分（以下「非住宅部分」という。）の規模がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要があるものとして政令で定める規模以上である建築物をいう。以下同じ。）の新築若しくは増築若しくは改築（非住宅部分の増築又は改築の規模が政令で定める規模以上であるものに限る。）又は特定建築物以外の建築物の増築（非住宅部分の増築の規模が政令で定める規模以上であるものであって、当該建築物が増築後において特定建築物となる場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物（非住宅部分に限る。）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。</p>	<p>(特定建築物の建築主の基準適合義務)</p> <p>第十一条 建築主は、特定建築行為（特定建築物（居住のために継続的に使用する室その他の政令で定める建築物の部分（以下「住宅部分」という。）以外の建築物の部分（以下「非住宅部分」という。）の規模がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある<u>大規模な</u>ものとして政令で定める規模以上である建築物をいう。以下同じ。）の新築若しくは増築若しくは改築（非住宅部分の増築又は改築の規模が政令で定める規模以上であるものに限る。）又は特定建築物以外の建築物の増築（非住宅部分の増築の規模が政令で定める規模以上であるものであって、当該建築物が増築後において特定建築物となる場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物（非住宅部分に限る。）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>第四節 小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第二十七条 建築士は、小規模建築物（特定建築物及び第十九条第一項第一号に規定する建築物以外の建築物（第十八条各号のいずれかに該当するものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の建築（特定建築行為又は第十九条第一項第二号に掲げる行為に該当するもの及びエネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。次項において同じ。）に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより当該小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を行うとともに、当該設計の委託をした建築主に対し、当該評価の結果（当該小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していない場合にあっては、当該小規模建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置を含む。）について、国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 前項の規定は、小規模建築物の建築に係る設計の委託をした建築主から同項の規定による評価及び説明を要しない旨の意思の表明があった場合については、適用しない。</u></p>	
<p><u>第二十八条～第三十三条</u> (略)</p>	<p><u>第二十六条の二～第二十八条の四</u> (略)</p>

新	旧
<p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定)</p> <p><u>第三十四条</u> 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築若しくは修繕等（以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>2 建築物エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 建築物の位置</p> <p>二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積</p> <p>三 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画</p> <p>四 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>3 建築主等は、第一項の規定による認定の申請に係る建築物(以下「申請建築物」という。)以外の建築物(以下「他の建築物」という。)のエネルギー消費性能の向上にも資するよう、当該申請建築物に自他供</p>	<p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定)</p> <p><u>第二十九条</u> 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築若しくは修繕等（以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>2 建築物エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 建築物の位置</p> <p>二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積</p> <p>三 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画</p> <p>四 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>3 建築主等は、第一項の規定による認定の申請に係る建築物(以下「申請建築物」という。)以外の建築物(以下「他の建築物」という。)のエネルギー消費性能の向上にも資するよう、当該申請建築物に自他供</p>

新	旧
<p>給型熱源機器等(申請建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための熱源機器等(熱源機器、発電機その他の熱又は電気を発生させ、これを建築物に供給するための国土交通省令で定める機器であって空気調和設備等を構成するものをいう。以下この項において同じ。)をいう。)を設置しようとするとき(当該他の建築物に熱源機器等(エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)が設置されているとき又は設置されることとなるときを除く。)は、建築物エネルギー消費性能向上計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>一 他の建築物の位置</p> <p>二 他の建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積</p> <p>三 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>4 建築主等は、次に掲げる場合においては、第一項の規定による認定の申請をすることができない。</p> <p>一 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき。</p> <p>二 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に</p>	<p>給型熱源機器等(申請建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための熱源機器等(熱源機器、発電機その他の熱又は電気を発生させ、これを建築物に供給するための国土交通省令で定める機器であって空気調和設備等を構成するものをいう。以下この項において同じ。)をいう。)を設置しようとするとき(当該他の建築物に熱源機器等(エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)が設置されているとき又は設置されることとなるときを除く。)は、建築物エネルギー消費性能向上計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>一 他の建築物の位置</p> <p>二 他の建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積</p> <p>三 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>4 建築主等は、次に掲げる場合においては、第一項の規定による認定の申請をすることができない。</p> <p>一 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき。</p> <p>二 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に</p>

新	旧
<p>係る他の建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき(当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が当該他の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物と同一であるときを除く。)</p> <p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)</p> <p><u>第三十五条</u> 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <p>一 申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準(建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。<u>第四号及び第四十条第一項</u>において同じ。)に適合するものであること。</p> <p>二 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>三 前条第二項第三号の資金計画がエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。</p>	<p>係る他の建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき(当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が当該他の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物と同一であるときを除く。)</p> <p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)</p> <p><u>第三十条</u> 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <p>一 申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準(建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。<u>第四号及び第三十五条第一項</u>において同じ。)に適合するものであること。</p> <p>二 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>三 前条第二項第三号の資金計画がエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。</p>

新	旧
<p>四 建築物エネルギー消費性能向上計画に前条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであること。</p> <p>2 前条第一項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（他の建築物に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を建築主事に通知し、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事に通知しなければならない。</p> <p>4 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。</p> <p>5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定</p>	<p>四 建築物エネルギー消費性能向上計画に前条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであること。</p> <p>2 前条第一項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（他の建築物に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を建築主事に通知し、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事に通知しなければならない。</p> <p>4 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。</p> <p>5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定</p>

新	旧
<p>をしたときは、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画は、同法第六条第一項の確認済証の交付があったものとみなす。</p>	<p>をしたときは、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画は、同法第六条第一項の確認済証の交付があったものとみなす。</p>
<p>6 所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十四項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。</p>	<p>6 所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十四項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。</p>
<p>7 建築基準法第十二条第八項及び第九項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十四項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。</p>	<p>7 建築基準法第十二条第八項及び第九項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十四項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。</p>
<p>8 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があった場合及び<u>第二条第二項の条例が定められている場合を除き、第十二条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。</u></p>	<p>8 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があった場合を除き、<u>同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。</u></p>
<p>9 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認</p>	<p>9 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認</p>

新	旧
<p>定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十九条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、<u>第二条第二項の条例が定められている場合を除き、第十九条第一項の規定による届出をしたものとみなす。</u>この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。</p>	<p>定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十九条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、<u>同項の規定による届出をしたものとみなす。</u>この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。</p>
<p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更)</p>	<p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更)</p>
<p><u>第三十六条</u> 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p>	<p><u>第三十一条</u> 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p>
<p>2 前条の規定は、前項の認定について準用する。</p>	<p>2 前条の規定は、前項の認定について準用する。</p>
<p>(建築物のエネルギー消費性能に係る認定)</p>	<p>(建築物のエネルギー消費性能に係る認定)</p>
<p><u>第四十一条</u> 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。</p>	<p><u>第三十六条</u> 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。</p>
<p>2 所管行政庁は、前項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合し</p>	<p>2 所管行政庁は、前項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合し</p>

新	旧
<p>ていると認めるときは、その旨の認定をすることができる。</p> <p>3 前項の認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が当該認定を受けている旨の表示を付することができる。</p> <p>4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。</p>	<p>ていると認めるときは、その旨の認定をすることができる。</p> <p>3 前項の認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が当該認定を受けている旨の表示を付することができる。</p> <p>4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。</p>

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）抜粋

新	旧
<p>(特定建築物の非住宅部分の規模等)</p> <p>第四条 法第十一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要があるものとして政令で定める規模は、床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。<u>第十五条</u>第一項を除き、以下同じ。）の合計が<u>三百平方メートル</u>であることとする。</p> <p>2 法第十一条第一項の政令で定める特定建築物の非住宅部分の増築又は改築の規模は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。</p> <p>3 法第十一条第一項の政令で定める特定建築物以外の建築物の非住宅部分の増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。</p>	<p>(特定建築物の非住宅部分の規模等)</p> <p>第四条 法第十一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある<u>大規模な</u>ものとして政令で定める規模は、床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。<u>第十四条</u>第一項を除き、以下同じ。）の合計が<u>二千平方メートル</u>であることとする。</p> <p>2 法第十一条第一項の政令で定める特定建築物の非住宅部分の増築又は改築の規模は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。</p> <p>3 法第十一条第一項の政令で定める特定建築物以外の建築物の非住宅部分の増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。</p>